

都筑区タウンセンター周辺地区 バリアフリー基本構想

概要版

◆ 今後検討が必要な事項

(1) 生活空間におけるバリアフリー化への課題

本基本構想では、生活関連施設として設定した建築物や都市公園について、出入口までのバリアフリー化された経路の確保を目標としていますが、以下の課題があります。

《建築物のバリアフリー》

建築物内においては、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、必要に応じて既存施設のバリアフリー化に努め、大規模な改修の機会には同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要です。

《都市公園のバリアフリー》

大塚・歳勝土遺跡公園や吾妻山公園などは、急な勾配の場所が多く、バリアフリー化の整備が困難な状況にあります。バリアフリー新法では、文化財保護が必要な土地や著しく傾斜した土地に設けられた公園は、バリアフリー化の対象から除外されていますが、生活空間のバリアフリー化推進のため、できる限り公園施設のバリアフリー化に努める必要があります。そこで、本基本構想では、生活関連施設、生活関連経路、主要な公園施設、それぞれの間の接続のため、バリアフリー化されることが望まれる園路及び広場を「バリアフリー化推進園路」として設定しました。

(2) 案内サイン等の整備について

案内サイン等においては、管理する事業者が異なるため情報提供の連続性が十分に確保されていない場合があります。そのため、各事業者間でデザイン、表示内容、設置・管理等について協議・調整し、地区全体の計画を作成の上、わかりやすい案内サイン等を整備することが必要です。

(3) みなきたウォークの歩行について

みなきたウォークでは、車道との交差点をまっすぐに通行できないなど多くの指摘がありました。

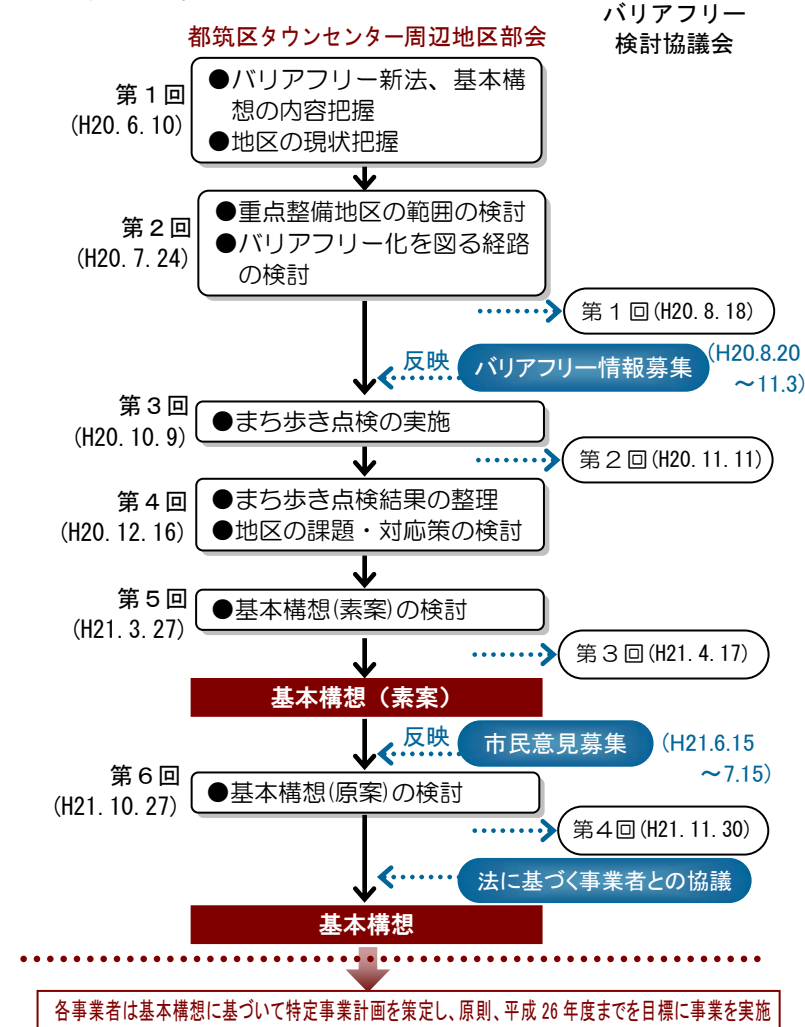
これらを受けて、みなきたウォークでは「歩道の連続性を考慮した適切な横断位置の検討」などを交通安全特定事業とし、事業を実施していくこととしており、市道中川98号線と交差する横断歩道部（P3※箇所）においては、平成21年度に信号機が設置されました。今後、これらの事業の際には地元住民の意見を踏まえて交通管理者と道路管理者との協議の上、実施・経過観察をしていくことが望まれます。

(4) 勾配が続く区間のバリアフリー化について

港北ニュータウンは起伏のある地形であるため、勾配の改善が困難なケースがあります。勾配区間が長く続く箇所において、勾配の改善が困難であっても、歩道の有効幅員に余裕がある場合には、勾配区間の途中に休憩スペースを設けるなどの工夫を検討することが重要です。

■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市バリアフリー検討協議会と都筑区タウンセンター周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



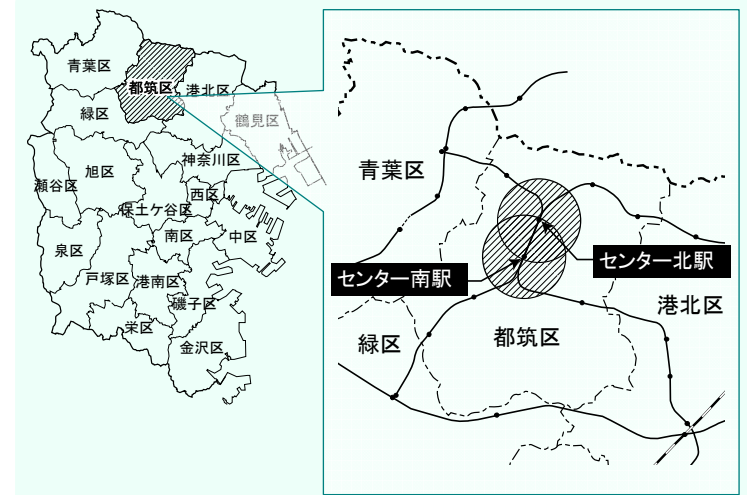
■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 事業の進捗管理や事業評価の方法について検討していきます。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民のみなさまにお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これまで7地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定し、鉄道等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このたび、横浜市北部の広域交流拠点として、都筑区役所をはじめ多様な機能を計画的に集積した地区である都筑区タウンセンター周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



都筑区タウンセンター周辺地区の位置

■ 都筑区タウンセンター周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

センター南駅及びセンター北駅から徒歩圏と考えられる概ね半径1kmの範囲には、都筑区総合庁舎、都筑警察署などの公共施設や福祉保健活動拠点「かけはし都筑」、都筑区子育て支援センター「Popola（ポポラ）」などの福祉施設が立地しているほか、大規模商業施設が集積しており、横浜市北部の広域交流拠点が形成されています。また、都筑中央公園、大塚・歳勝土遺跡公園などの公園も立地しています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、「バリアフリー基本構想」を策定しました。

参考

バリアフリー新法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

- 公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進
公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

- 重点整備地区のバリアフリー化の推進
市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信

号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

バリアフリー基本構想とは・・・

バリアフリー基本構想とは、重点整備地区において、鉄道駅等の旅客施設、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

今後もバリアフリー事業に関するご意見をお寄せください。

お問い合わせ：
 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-3800・4086、FAX：045-651-6527
 Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp
 都筑区役所区政推進課 企画調整係
 〒224-0032 横浜都筑区茅ヶ崎中央32-1 電話：045-948-2227、FAX：045-948-2399
 Eメール：tz-plan@city.yokohama.jp

詳しくご覧になりたい方は、道路局企画課、都筑区役所区政推進課にて、基本構想の閲覧を行っています。
 ホームページ：<http://www.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/tsuzuki/>

